

## 多賀城市子ども・子育て会議の役割等

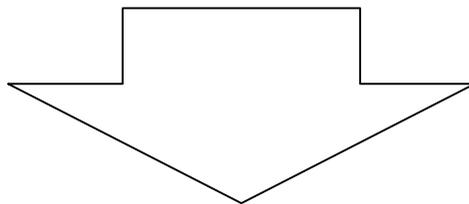
市町村は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。当該計画を策定又は変更しようとするときは、同条第7項の規定により、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴取することが義務付けられています。

多賀城市子ども・子育て支援事業計画に係る答申を述べる機関の設置に当たり、同計画及び多賀城市次世代育成支援行動計画の策定を含めた、本市の子どもに関する施策全般についての必要な事項を調査審議する附属機関として、多賀城市子ども・子育て会議を設置したものです。

## 所掌事務

多賀城市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の所掌事務は、次のとおりです。

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）の利用定員の設定への意見の申出
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）の利用定員の設定への申出
- (3) 多賀城市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更への意見の申出
- (4) 多賀城市次世代育成支援行動計画の策定及び変更への意見の申出
- (5) 本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議



## 会議に期待される役割

- ・子ども・子育てに関するシンクタンク機能（専門性を有する分野であるため、委員に委嘱する方たちは専門知識や実務での経験から意見を頂戴することができる。）
- ・計画へ地域のニーズ、課題の反映
- ・子ども・子育て支援事業計画及びそれに基づく各種施策の政策立案、継続的な点検、評価、見直し（PDSサイクル）の一役を継続性を持って担うこと。
- ・平成26年度に策定する保育に係る各種基準（条例化必須）への諮問・答申
- ・子ども・子育て支援事業に係る施策が地域や家庭の実情を踏まえて実施されているかのチェック機能

## 委員

### 構成（20名以内）

- 学識経験者
  - 子育て関係事業従事者  
幼稚園関係者、私立保育所関係者、認可外保育所関係者、小学校関係者
  - 子育て支援活動団体関係者
  - 子育て当事者
  - 事業主・労働者の代表者
  - その他市長が必要と認める者
- ※この中から会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

### 任期

2年（再任を妨げない。）

### 身分

特別職の非常勤職員

### 報酬

月額7,800円

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表最下段の項を適用）

### 会議設置年月日

条例の公布の日